

# 2009 年度 越冬手当闘争方針

(はじめに)

昨年度は、石油価格の異常な引上げが続くなか、越冬手当交渉は予想以上に厳しい内容となりました。交渉後、一旦は下落傾向を辿った石油価格は今年の実需期を迎え上昇傾向となっています。従って、今年の越冬手当交渉は、昨年同様に厳しい内容が予想されます。しかしながら、北海道の冬季生活には欠かすことのできない労働条件であり、実勢価格の額を確保する取り組みを構築していかなければなりません。あわせて、関連諸費用としての寒冷地手当分を含めて確保することも大切です。厳しい状況下にあることから、私たちは組合員間の連絡を今以上に密にしてより一層団結を固め、交渉に臨まねばなりません。そのための方針を以下の通り提起いたします。

## 1 . 情勢の基本的な特徴

### ( 1 ) 昨年の越冬手当の妥結状況

昨年の灯油価格は10月末で1リットル107円(ドラム缶10本2,000リットル214,000円)となり昨年比で1リットル20円の高騰でした。この異常な高騰を理由に、交渉の場では会社から「越冬補助手当」論・「支払能力」論が多く出され、組合の主張である実費弁償の原則(ドラム缶10本2,000リットル)と大きな隔たりができ、労使交渉はかつてないほど厳しい内容となりました。

本州本社の企業では、北海道在住の組合員を対象とした燃料手当は合理的ではないとの主張が強くなり、燃料手当の削減に踏み切るところも現れました。2008年の燃料手当についての札幌市内事業所の平均妥結額は世帯主で180,000円となっており、北海道経営者協会の調査では世帯主で153,242円となっています。残念ながら実費弁償分(ドラム缶10本2,000リットル)を割る結果となり、労働者の負担が増す結果となっております。

### ( 2 ) 灯油価格の動向

2009年9月10日現在、札幌市内の灯油価格は1リットル68.09円であり、昨年と比べて45.8%の値下げとなっています(ドラム10本分で136,180円)。今後の灯油価格の動向は、10月の需要期以降、大幅な値上げが続くと見られています。再度1リットル80円台に乗ることも予測され、市民生活・家計への影響が心配されています。

### (3) 灯油の消費量の推移

札幌市内の灯油消費量を検証すると、1988年以前（昭和期）には冬期間中の平均消費量は約2000リットルでありました。近年では、灯油価格の高騰、暖冬の長期化、労働者の所得減による節約志向などにより、消費量が低下してきています。

現在の札幌市内の平均的灯油消費量は約1,547リットルであり、マンション等の集合世帯の割合が他地区より多いこともあり、道内他地区よりやや少なめとなっています。戸建世帯のみ集計では、1,698リットル近くを消費しています。この灯油量の推移をみれば「実費弁償の原則」の数値である2000リットルを下回る状況が平成期以降継続しているのではないかと指摘があります。しかしこれは、灯油価格の異常高騰により、各家庭で暖房時間を必要以上に短縮すること、暖房部屋減らすことなどの灯油節約を励行した結果であり、その分通常生活には若干の支障が出ていることも事実です。したがって、灯油消費量の減少を理由とした越冬手当の切り下げや抑制攻撃を跳ね返し、ドラム缶10本2,000リットルを確保することが依然必要であると主張して参ります。

（北海道消費者協会調査・2007年度は「2006年4月～2007年3月の期間」、2008年度は、2009年10月末に発表予定）

#### 1世帯当たり年間灯油消費量（札幌地域）

年	年間灯油消費量	年	年間灯油消費量
2000	1,842リットル	2004	1,709リットル
2001	1,678リットル	2005	1,732リットル
2002	1,819リットル	2006	1,632リットル
2003	1,709リットル	2007	1,547リットル

#### 2007年度 地域別灯油価格消費量（年間）全道平均1,551リットル

道央	1,541リットル	道北	1,571リットル
道南	1,220リットル	道東	1,615リットル

#### 2007年度 家屋形態別 灯油年間消費量

戸建世帯	1,678リットル	集合世帯	776リットル	全世帯	1,551リットル
------	-----------	------	---------	-----	-----------

#### 2007年度 戸建世帯 灯油年間消費量 全道平均1,678リットル

道央	1,698リットル	道北	1,682リットル
道南	1,434リットル	道東	1,668リットル

## 2. 闘いの基本的な方針

### (1) 実費弁償の原則

昨年も交渉の席上では事業者から「越冬補助手当」論（越冬のための経費は一部補助のみにとどめようとする考え）が多く出されています。昨年のような灯油価格高騰期には「越冬補助手当」論や「支払能力」論が前面に出され、灯油の本数減らしが強行される場合もあります。組合の適切な対応が求められます。

組合は実費弁償の原則を確認し、価格上昇時には市内価格にスライドさせた価格決定を可能とする様に交渉しなければなりません。支給量（本数）を減らされ場合これを原状回復することは極めて困難であり、必ずドラム缶10本分（2000ℓ）を確保することが必要です。

北海道における労使間の越冬手当支給の慣行は、北海道の厳しい冬を越すための手当として、戦前から定着してきたものであり、この慣行が崩れると、労働者の冬期間の負担は大きく増えるものであり、大きな生活不安を招来します。

以下に、この間の「越冬補助手当論」の主張と「実費弁償の原則」の主張を記載します。

#### 事業者の「越冬補助手当」論の主張

かつて低賃金の時代に負担軽減の意味で越冬手当を支給してきたものであり、その後の賃金水準の改善により、越冬手当としての使命は終わった。

原油値上げなどの海外要因による燃料の高騰の責任を個々の企業が負担しなければならない理由はない。異常な灯油価格のなかで、全額実費を支給することは会社の支払能力から考えても不可能である。

寒冷地手当については、毎月の賃金などに含めて支給しているものであり、燃料手当と別枠で手当を支給するのは合理的ではない。

省エネルギーの国策に労使は協力すべきであり、節約して灯油支給本数を減らすべきである。

北海道に住む者のみに限定して手当を支給するのは合理的ではない。

本州ではクーラーが普及しているが暑さのための手当は支給されていない。

特に最近では地球温暖化の影響で猛暑が続き、熱中症で死亡する者が増えていくが、それでも本州にはクーラー手当の制度はない。

電気も含む家庭でのエネルギー消費量は北海道も本州も変わらない。

これらの支給は企業の支払能力の範囲内で決定すべきである。

#### 労働者側の「実費弁償の原則」の主張

賃金水準の伸び悩みのなかで、灯油代金のみならず越冬にかかる諸費用は、

増えており家計への負担が重くなっている。

石炭手当の時代から現物支給・実費弁償が今日まで北海道の社会のなかで定着してきたものであり、北海道の厳しい冬季間の生活保障は企業が責任を負うものとして常識化しているものである。

したがって、灯油価格の値上げ、値下げに関係なく実費を支給するものである。

ストーブ償却代、掃除代も含めて越冬諸設備・費用は北海道特有の大きな出費であり燃料手当と別枠で寒冷地手当を支給することは当然である。

省エネルギーは総合的な対策が必要であるが、労働者の献身的節約努力は、常態化しており、この点では企業のほうが極めて消極的ではないか。

北海道の寒さと本州の暑さを同列にするのは合理的ではない。

暖房設備は生命保存の機器であり冷房機器とは同列には論じられない。

従って、暖房の節約には限度があり、クーラーなどの電気消費の節約と同列は出来ない。

以上のことをふまえて越冬手当は実費弁償の原則と事業者全額負担の主張を明確にして越冬補助論を突破していきます。

## (2)生活実態に基づいた「寒冷地手当」の制度化を

越冬手当は冬を越すに足りるだけの手当の総体を指すもので、「燃料手当」+「寒冷地手当」という内容で標記されます。

「寒冷地手当」の内容には、越冬諸設備・費用の実態が要求根拠として網羅されておりますが、標準的モデル世帯の場合の越冬諸費用(ストーブ、煙突、衣料、靴、除雪など)は、暖房設備費用(ストーブの購買、掃除など)単独で平均約50,000円を要することから、積算結果は約150,000円となっています。

なお、最近は各家庭では玄関前に「埋設型融雪機」「ロードヒーティング」などの設置が増え、それぞれ50万円から100万円の価格となっています。これらを含めて冬期間の生活を検証した場合、燃料手当のみでは冬を越すことは相応のリスクを負担しなければならないということであり、どうしても「寒冷地手当」の必要性を認めることが重要です。寒冷地手当の制度化についても検討すべきです。

どうしても寒冷地手当の制度化が難しいところは、燃料手当に相応分を加算する取り組みを進めます。

### 3. 具体的な要求と闘いの進め方

前記の通り越冬手当は燃料手当と寒冷地手当の総称ですが、企業によっては呼称が暖房手当や、寒冷地手当及び燃料手当などとしており、燃料手当としても寒冷地手当も含めて支給する等様々です。札幌地区連合会は、2009年の越冬手当要求方針として、燃料手当と寒冷地手当に区分して以下の通り要求してまいります。

#### (1) 燃料手当要求

世帯主は灯油実勢価格により積算し、灯油2000リットル(ドラム缶10本分)要求とします

灯油1リットル80円の場合は、80円×2000ℓで160,000円です。

#### (2) 越冬手当要求

##### 越冬手当

┌	燃料手当	灯油実勢価格のドラム10本分【2000ℓ】 (灯油1リットル80円の場合は160,000円)
	寒冷地手当	最低でも50,000円以上

燃料手当(灯油2000リットル分)に寒冷地手当50,000円以上を含めて越冬手当として要求してまいります。寒冷地手当の制度のないところは、制度化をめざすこととします。

寒冷地手当の制度化が困難な場合は最低でも燃料手当(灯油2000リットル分)に越冬諸設備・費用分50,000円以上を上乗せさせます。

なお、現在の灯油の市況価格は札幌市内で9月10日現在、1リットル当たり88.09円前後ですが、原油価格の上昇傾向の影響もあり、今後、需要期にはいるとともに、1リットル80円を突破することが十分に予測されます。灯油の実勢価格を判断して、最低でも1リットル80円台を確保していきます。

妥結後に大幅な値上げが出てきた場合を加味し、差額分の保障についても確保することが必要です。また、事業者から共同購入での価格を持ち出すことがありますが、これは、各人の努力による共同購入グループのためのものであり、次元が違うものと判断すべきであくまで実勢価格による決定を求めてまいります。

灯油価格の予想以上の高騰により、交渉が難航・膠着する場合も予想されますがあくまでも「実費弁償の原則」を基本に主張してまいります。

労働協約(協定)により予め支給内容・方法が決定されている場合に、事業者が

履行しない場合も想定されますが、このような場合は労働組合法違反・不当労働行為として対処してまいります。

就業規則で明記されている場合も同様であり、一方的に支給内容を削減した場合は、労働条件の不利益変更となり法律違反となります。

慣行により実費支給や2000リットル支給が続いている場合も同様で、慣行を無視して一方的に支給量を削減することは労働条件の不利益変更となり法律違反となります。

### (3) 地場と出先、規模別の支給状況

越冬手当は道内地場中小企業のほうが本州大企業より高い支給額を維持しているのが常態でしたが、昨年は不況を反映し、地場中小企業の伸び率は鈍化しました。

昨年の北海道経営者協会調査では、大企業は世帯主177,057円(昨年より16.1%増額)、道内地場中小企業では156,340円(昨年より17.29%増額)が支給されています。ただ、本州企業の出先支店の一部には、燃料手当すらない企業も見られました。

道内地場企業の場合、戦前から厳しい冬を越すための費用を事業者が負担するのが当然という慣習が今日まで綿々と続いてきましたが、近年、本州企業の中には本州はクーラー手当がないのに、北海道だけに燃料手当を支給するのは合理的ではないと主張してくる事業者が多くなっています。

積雪寒冷地である北海道の特異性の実態を強く訴えて、本州企業の出先支店で、未だ越冬手当(燃料手当と寒冷地手当)の支給制度がないところは、支給制度を確立させるよう取り組みます。

北海道の冬の寒冷の厳しさや豪雪との闘い、そしてこれに伴う費用の膨大な支出、北海道に住む者にとって身にしみて生活している厳しい現実を事業者に理解してもらう工夫が必要です。

### (4) 一括支給と世帯別支給基準

準世帯主は世帯主の3分の2以上、非世帯主は世帯主の3分の1以上です。

妥結時の灯油単価が、その後大幅に上昇(少なくとも5円以上)した場合は差額の支給(あるいは再交渉)を確立させます。

#### 一括支給とする

北海道経営者協会の調査でも一括支給は全体の76.9%です。

支給月は10月が68.4%と最も多く、次が11月の13.9%です。

灯油の値上げによる企業の資金繰り悪化を理由に分割支給を提案される場合がありますが、あくまで一括支給を求めています。

この要求額は国や地方自治体が生活保護世帯に対して支給している冬季間の

越冬諸手当に比べて高いものではありません。

例えば、札幌市の生活保護基準の水準をみると、標準4人世帯（夫婦と子供2人）に対して支給される冬季間の最低生活費として、毎月の生活扶助とは別に、2009年度は冬季加算額として203,750円（11月から3月の5ヶ月間、毎月40,750円）が支給されています。

#### （5）税別支給を実現

越冬手当のうち燃料手当は実際に暖房費用として消費するものですから、税金を負担すれば、実質の2,000リットルの灯油を買うことが出来ません。

税率は前月の給与額や扶養人数によって異なりますが、だいたい6%から10%の範囲です。

したがって税金については事業者負担を要求し、要求額は手取り支給額を意味していることをはっきりさせて、妥結もその方向で確認するように努めて下さい。

#### （6）連携をとって統一行動を

越冬手当は業種別の統一闘争が比較的に取り組みやすい課題です。業種ごとに情報や連絡を密にして統一した闘いを組むように努力してまいります。

また、地域的な水準や相場の動向が大きく影響するので、札幌地区連合への情報の集中と問い合わせを緊密にすることが重要です。

灯油価格が争点となると思われますので、出来る限り実勢価格の情報を収集することが求められます。札幌地区連合では可能な限り実勢価格の把握に努めますので随時、問い合わせして下さい。

#### **灯油価格・全体の状況の問い合わせは（札幌地区連合を含む）**

市内の平均価格は札幌市消費者センター 728 2111

道内各地の平均価格は北海道環境生活部生活局暮らし安全課

231 - 4111（内線24-165）

札幌地区連合 210-0505

## 北海道経営者協会 調査

## 燃料手当支給額の推移

年度	世帯主	前年比	準世帯主	前年比	非世帯主	前年比
04	105,517	5.22	61,964	5.06	40,704	4.53
05	119,961	13.35	70,721	12.32	45,896	12.95
06	133,956	10.52	78,628	9.79	53,433	10.46
07	132,013	0.24	77,897	1.39	50,939	0.53
08	153,242	15.17	89,704	15.06	57,977	14.25

## 2008年度 企業規模別にみた燃料手当支給額

	世帯主	準世帯主	非世帯主
100人未満	148,167	88,593	56,181
100～299人	156,340	95,631	60,413
300～499人	150,317	79,878	54,826
500～999人	153,400	76,766	52,849
1000人以上	177,057	93,901	68,586
計	153,242	89,704	57,977

灯油量 世帯主 1,815 ㍓ 準世帯主 1,071 ㍓ 非世帯主 691 ㍓

## 2008年度 業種別の世帯主・支給額

食品業 158,447 建設業 166,389 商業 134,481  
 運輸業 148,361 通信業 290,000 電気・ガス 176,000  
 金融業 157,217 サービス業 138,055 化学・ゴム 189,654  
 機械器具業 159,967 新聞 198,567 不動産 183,660

## ○支給の有無

燃料手当を支給する事業所は77.0%

## ○支給形態

現金支給・93.1%、 現物支給・0.9%

## ○支給方法

一括支給・76.9%、分割支給・23.1%

## ○支給時期

10月支給・68.4%、11月支給・13.9%、9月支給・10.0%、  
 12月支給・4.4%



## 資料2

## 札幌市内の灯油小売価格推移表

札幌市消費者センター 728-2111

年月日	価格幅	平均価格	対前回比%	対前年同期比%
2008 4.10	88～103円	96.19円	0.4	38.2
4.25	89～104	96.43	0.2	
5.9	90～105	98.70	2.4	31.9
5.23	93～110	101.73	3.1	
6.10	101～122	113.64	11.7	48.7
6.25	102～127	116.12	2.2	
7.10	109～138	129.23	11.3	66.7
7.25	112～142	131.38	1.7	
8.8	120～142	133.16	1.4	67.0
8.25	120～141	132.16	0.1	
9.10	117～141	125.60	5.5	57.8
9.25	105～138	124.38	1.0	
10.10	105～133	115.52	7.1	43.6
10.24	98～121	107.72	6.8	33.3
11.10	77～110	92.33	14.3	7.7
11.25	74～104	80.14	13.2	10.5
12.10	66～87	74.19	7.4	24.6
12.25	63～79	68.64	7.5	30.4
2009 1.9	62～74円	65.30円	4.9	33.8
1.23	60～74	65.38	0.1	33.5
2.10	60～74	65.55	0.3	33.1
2.25	55～73	63.12	3.7	34.5
3.10	55～70	59.98	5.0	37.8
3.25	53～70	57.20	4.6	40.7
4.10	52～70	57.19	0.0	40.5
4.24	48～70	58.12	1.6	39.7
5.8	48～70	58.21	0.2	41.0
5.25	48～70	59.03	1.4	42.0
6.10	53～70	60.22	2.0	47.0
6.25	53～70	61.08	1.4	47.4
7.10	55～78	65.45	7.2	49.4
7.24	60～74	65.89	0.7	49.8
8.10	60～74	65.76	0.2	50.6
8.25	62～74	66.43	1.0	50.0
9.10	63～76	68.09	2.5	45.8
9.25				

\* 1リットル当たり

## 資料3

## 北海道における灯油価格の推移 北海道環境生活部

231 - 4111 (内線24 - 165)

年	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
08年	97.3 円	99.4	113.6	128.1	133.3	126.2	117.3	95.2	76.2	67.0	66.6	61.4
09年	58.3 円	59.0	60.6	65.2	65.9							

毎月10日現在/毎月末日公表 \* 1リットル当たり

## 資料4

## 2008年度 燃料手当妥結状況(抜粋)

組合名	妥結額	組合名	妥結額
キッコーマン	192,000	ほくでん情報	261,268
富士鋼材センター	200,000	セントラルフォーム	155,200
豊平製鋼	209,000	北電興業	261,300
王子製紙江別	199,500	北電総合設計	254,800
バルナバ	200,000	北電パワーエンジニア	261,300
宝幸ユニオン	198,645	北海電気工事	261,300
全森永	251,200	ほくでんサービス	261,300
味の素	289,500	北海道日野自動車	180,000
札幌通運	165,700	ダイハツ	162,000
岩見沢通運	167,000	キャタピラー	202,000
北海道西濃運輸	175,000	日産ディーゼル	136,000
札幌運輸	187,300	アークスグループ	145,800
北海道中央バス	165,000	タクマテクノス	120,000
情報通信建設	243,800	エンパイア	150,000
中央清掃	165,000	山加運輸	150,000
ヨミックス	120,000	鹿の湯	130,400
上光証券	206,000	あいわユニオン	120,000
東海興業	128,800	定鉄	120,000
ホクトタクシー	100,000	JR北海道	138,000
札幌東自動車学校	120,000	丘珠ひばり保育園	116,800
藻南自動車学校	116,800	西野中央保育園	117,300
コープさっぽろ	150,000	職業能力開発	110,000

## 札幌市内事業所で用いられる世帯区分の内容

### 1 . 世 帯 主

- 1 . 扶養親族（扶養手当の支給対象者）を有し、自己の収入によって生計を維持していると認められる者
- 2 . 扶養手当の支給は受けないが、同居する親族を自己の収入によって扶養していると認められる者

### 2 . 準世帯主

- 1 . 単身の職員で一戸を構え、又は下宿若しくは間借り等により単独に生計を営む者
- 2 . 同居する親族の生計を主として自己の収入によって維持していると認められる者  
(例)共働きの夫で扶養親族を有しない
- 3 . 世帯主に該当するが、市の施設に居住することにより冬季採暖の利益を受けている者
- 4 . 親族を現実に扶養しているが、世帯主に該当しない者  
(例)現実に扶養している親族と同居していない者

### 3 . 非世帯主

世帯主、非世帯主及びその他のいずれにも該当しない者